

下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事

要求水準書

平成28年4月

下関市

目次

第1 総則.....	1
1 整備に当たっての基本的な考え方	1
2 事業者の業務領域.....	4
第2 整備対象施設の基本方針.....	5
1 事業対象用地の概要	5
2 土地の取得等に関する事項	7
3 敷地の現況.....	7
4 遵守すべき法規制等	8
5 施設概要	10
6 設備、備品等	14
第3 設計業務に関する要求水準	15
1 基本事項	15
2 実施設計に伴う留意事項.....	19
第4 建設に関する要求水準	20
1 基本事項	20
2 工事に伴う留意事項	23
第5 その他	31
1 用語の定義.....	31
2 資料.....	32

第1 総則

本要求水準書は、下関市（以下「本市」という。）が、下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事（以下「本工事」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものであり、本事業の設計業務及び解体・建設業務について、本市が事業者に要求する水準を示し、本事業の入札に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 整備に当たっての基本的な考え方

(1) 事業の目的

下関市本庁舎は、昭和30年に建設された本館棟部分のほか、議会棟その他、増築された部分によって一体の建物になっている。

本市では本庁舎耐震改修等整備等事業として、一部を除きこれら増築部を解体撤去、改築し、残りの本体部分を「本庁舎（本館）」として耐震改修を行い、建物の延命化を図ることを目的とする。

また、庁舎敷地内に建設された本庁舎（新館）に、新たな議場や窓口部門の執務室などが設けられたことに伴い、本庁舎屋外整備等事業として、本庁舎（本館）の議会棟や増築部の解体撤去を行い、解体撤去部分及び周辺部分の屋外施設の再整備を図ることを目的とする。

(2) 基本的な考え方

本庁舎本館耐震補強及び改修整備に当たっては、次の4点を整備の基本方針とする。

ア) 本庁舎耐震改修等整備等

安心安全な庁舎

- ・耐震改修を行うことで、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる計画とする。
- ・非主要構造部材以外の天井や外壁などの内外装や設備なども、落下せず、人命の安全確保が行える計画とする。

市民から親しまれる庁舎

- ・本庁舎（本館）は建設されてから、約60年間、下関市の「顔」として存在し続けている施設であり、これからも人々に親しまれる庁舎として、現況の本庁舎（本館）の意匠を保存・継承しながらも、新たに生まれ変わった下関市の「顔」を市民に印象づける計画とする。
- ・本庁舎（新館）と渡り廊下で接続することで、機能連携と利便性、そして市民サービスの向上を高める計画とする。
- ・ユニバーサルデザインを基本とし、来庁者が目的地へスムーズに移行できる新設で分

かりやすいサイン・誘導計画を行う。

- ・各階トイレは、器具数を見直すなど、利用性の向上を図るとともに、適宜ユニバーサルトイレを配置することで、誰もが使いやすい施設を目指す。

地球環境にやさしい庁舎

- ・内外装の改修部分においては、極力、再利用可能な材料を採用することで、地球環境にやさしい庁舎となる計画とする。
- ・設備改修の部分においては、省エネルギーな空調換気機器や照明機器を導入したり、自然換気・自然採光が行える計画とすることで、LCCO2(ライフサイクルCO2)を現況よりも低減できる計画とする。

維持管理上の経済性に優れる庁舎

- ・適材適所の材料選定や配管などの集約(PSなど)により、メンテナンスの容易化を図ることでLCC(ライフサイクルコスト)を縮減する計画とする。

イ) 本庁舎屋外整備等

安心安全な庁舎

- ・外壁や内外装や屋外の照明など非主要構造材以外のものが、落下や転倒などせず、人命の安全確保が行える計画とする。
- ・屋外舗装面の不陸防止対策や歩車分離などにより、歩行者が安心安全に歩ける歩行者動線とする。

市民から親しまれる庁舎

- ・議会棟解体後の本庁舎(本館)エントランスホール側の開口閉塞は、アルミカーテンウォールなどで覆い、開放的なエントランスホールとすることで、誰でも訪れやすく、またホール内でのコミュニケーションを楽しめる計画とする。
- ・ユニバーサルデザインを基本とし、公共道路から本庁舎(本館)や本庁舎(新館)との高低差は、緩やかな地盤の勾配により解消することで、だれにでもスムーズにアクセスできる計画とする。
- ・外構地盤レベルと本庁舎(本館)出入口の床レベルのレベル差を少なくし、歩行者が躓くことのない計画とする。

地球環境にやさしい庁舎

- ・外構の舗装は、透水性・保水性の舗装材とし、ヒートアイランド現象の低減につながる計画とする。
- ・外装等の建材においては、極力、再利用可能な材料を採用することで、地球環境にやさしい庁舎となる計画とする。
- ・屋外整備での使用材においても、極力、再生材利用の材料や再利用可能な材料を採用するものとする。

維持管理上の経済性に優れる庁舎

- ・高効率機器等を採用するなどにより、LCCO₂（ライフサイクルCO₂）とLCC（ライフサイクルコスト）を縮減する計画とする。
- ・外装は、耐久性が高く経年変化の少ない建材を採用することで、LCC（ライフサイクルコスト）を縮減する計画とする。

ウ) 本庁舎西側増築部解体・新設整備計画及び渡り廊下整備計画 周辺施設とのスムーズな連携

- ・本計画は本庁舎西側増築部を解体・新設し、本庁舎と同じフロアレベルとすることでバリアフリー化を図るとともに、本庁舎（新館）及び立体駐車場棟を接続する既存渡り廊下に対して、2階及び5階レベルで本庁舎（本館）と接続する渡り廊下を新たに整備することで、各施設の連携・利便性の向上を図る計画とする。

(3) 設計及び建設業務の性能規程について

事業者は、本要求水準書に示された整備水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、適宜創意工夫を発揮して提案を行うこと。また、本「要求水準書」及び「事業の目的」を踏まえ、その実現のための提案を積極的に行うこと。

なお、本事業の目的と矛盾しない限りにおいて、本「要求水準書」に示されていない部分について、施設の利便性・快適性・安全性・効率性を向上させるような提案は、その具体性、コストの妥当性、公共的施設としての適正等に基づいて本工事に反映する。

2 事業者の業務領域

(1) 施設の設計・建設工事

事業者は、本施設の設計業務及び解体・建設工事を実施する上で必要とされる各種手続き等を行う。(なお、設計監督及び工事監理は本市が行うものとする。)

- ・ 事前調査業務及び関連業務(建築物の設計、解体・建設のために必要な敷地調査を含む。)
- ・ 設計(基本設計及び実施設計)及び関連業務()
- ・ 周辺家屋影響調査及びその対策業務
- ・ 既存施設の解体及びその関連業務
- ・ 建設工事及び関連業務
- ・ 建物周辺の屋外整備工事

)基本設計は本庁舎西側増築部解体・新設整備計画及び渡り廊下整備計画を対象とする。

第2 整備対象施設の基本方針

1 事業対象用地の概要

(1) 計画場所

山口県下関市南部町1番1号

(2) 敷地面積

14,274.62㎡

(3) 都市計画制限等

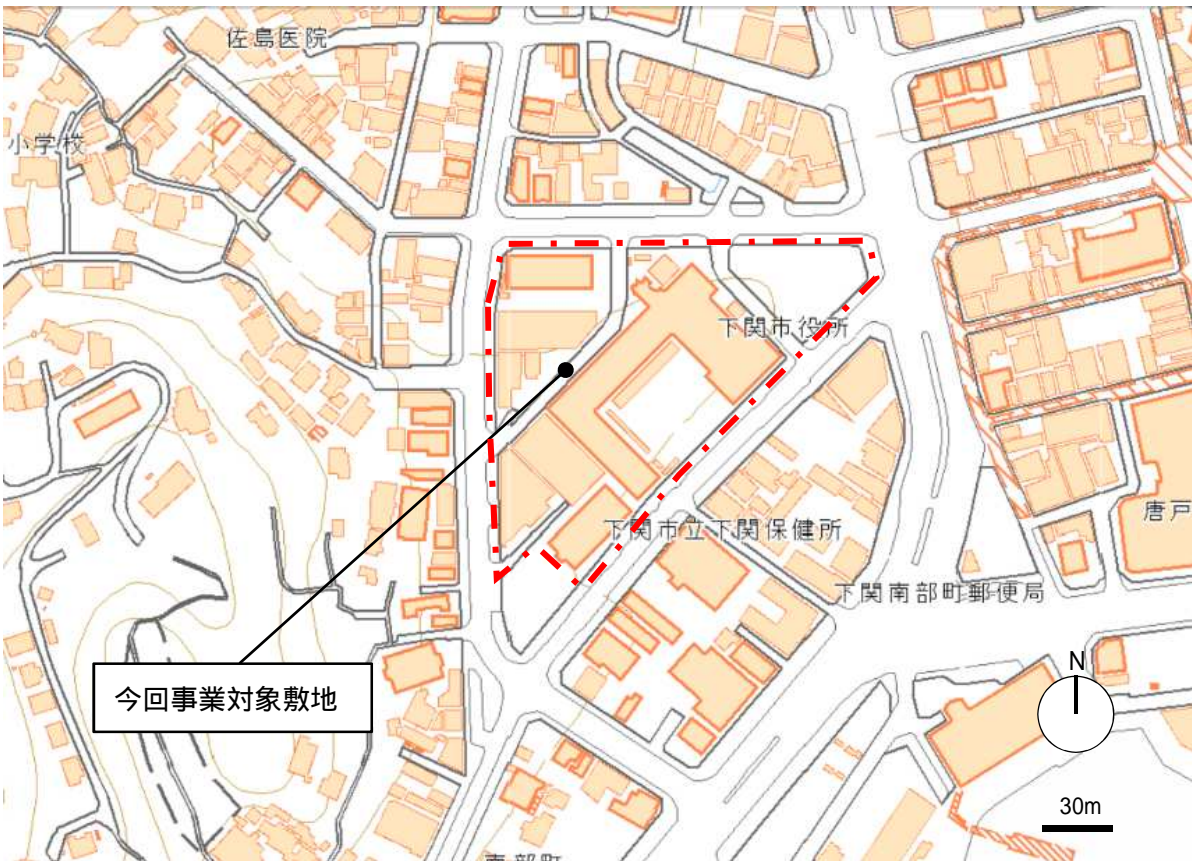
項目	内容
用途地域	商業地域
高度地区	なし
日影規制	なし
建ぺい率	80.0%
容積率	600.0%
防火指定	防火地域内

事業対象用地案内図



(出典) 国土地理院ホームページ

計画地：山口県下関市南部町1番1号



今回事業対象敷地

(出典) 国土地理院ホームページ

2 土地の取得等に関する事項

建設計画地は、本市の行政財産となっている。

3 敷地の現況

(1) 敷地状況

- ・ 敷地の東側は県道下関港線、南東側は市道竹崎園田線、北側は市道田中町11号線、西側は市道南部田中線などの道路がそれぞれ走っている。また、これらの道路を挟んで商業地、住宅地に隣接している。
- ・ 本庁舎（本館）と本庁舎（新館）の後方（北側）は、田中町11号線から敷地に入った直後から傾斜があり、立体駐車場の入口（予定）に向かって上がってゆき、南側よりも約4m程度レベルが高くなっている。
- ・ 南側駐車場は、ほぼ平地であるが、公園とはレベル差があり、南側駐車場の方が約1.5m高くなっている。

(2) 地盤状況

- ・ 地盤状況は、資料-1「下関市庁舎等整備基本計画策定に伴う地質調査業務」参照のこと。

(3) インフラ整備状況

- ・ 上水、下水、雨水、ガス、電力、通信のインフラ整備状況、及び敷地内への引込計画は、資料-2「下関市役所本庁舎屋外整備等設計業務 基本設計報告書」、資料-3「下関市役所本庁舎耐震改修等設計業務 基本設計報告書」に明示する。

(4) 周辺道路状況

項目	東側 県道下関港線	南東側 市道竹崎園田線	北側 市道田中町11号線	西側 市道南部田中線
幅員	36.0m	18.0m	18.0m	18.0m
車線数	片側2車線	2車線 (一方通行)	2車線 (一方通行)	片側1車線
電線			架空形式	架空形式

4 遵守すべき法規制等

本事業の実施に当たっては、以下に示す関連法令等及び事業の実施に伴い必要とされるその他の関連法令等の最新版を遵守すること。

(1) 建設関連法令

ア 都市・建築関連法令等

基本法

- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 駐車場法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 文化財保護法

下関市関連

- ・ 下関市景観条例・関門景観条例
- ・ 下関市建築物等における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ 下関市中高層建築物指導要綱
- ・ 下関市環境保全条例
- ・ 下関市建築基準法施行細則
- ・ 下関市都市計画法施行細則
- ・ 下関市火災予防条例

イ その他建設関連法令

基本法

- ・ 建設業法
- ・ 電波法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 電気事業法
- ・ ガス事業法
- ・ 道路法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 大気汚染防止法

山口県関連

- ・ 山口県建築基準条例
- ・ 山口県公害防止条例

下関市関連

- ・ 下関市水道事業給水条例
- ・ 下関市水道事業給水条例施行規程
- ・ 下関市下水道条例
- ・ 下関市下水道条例施行規則
- ・ 下関市工事検査規則

ウ 福祉関係法令

基本法

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

山口県関連

- ・ 山口県福祉のまちづくり条例

エ 環境・衛生関連法令

基本法

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 食品衛生法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則

オ 省エネ・省資源関係法令

基本法

- ・ 省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）
- ・ ラージリサイクル法（資源の有効な利用の促進に関する法律）
- ・ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

下関市

- ・ 下関市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

カ その他

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ 著作権法
- ・ 下関市財務規則

5 施設概要

(1) 改修前建物概要

ア) 本庁舎(本館)施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 建築面積 1,224.34 m²
- ・ 延べ面積 8,525.93 m²
- ・ 階 数 地上8階 地下なし
- ・ 最高高さ 34.45 m
- ・ 軒 高 29.90 m
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造、一部、鉄骨造

イ) 本庁舎北側増築部施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 建築面積 144.99 m²
- ・ 延べ面積 144.99 m²
- ・ 階 数 地上1階 地下なし
- ・ 最高高さ 4.30 m程度
- ・ 軒 高 4.00 m程度
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造

ウ) 本庁舎南側増築部施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 建築面積 225.43 m²
- ・ 延べ面積 225.43 m² (2階部分のみ)
- ・ 階 数 地上2階 地下なし
- ・ 最高高さ 4.30 m程度
- ・ 軒 高 3.70 m程度
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造

エ) 本庁舎西側増築部施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 建築面積 118.48 m²
- ・ 延べ面積 847.72 m²
- ・ 階 数 地上8階 地下なし
- ・ 最高高さ 30.55 m程度
- ・ 軒 高 30.05 m程度
- ・ 構 造 鉄骨造

才)本庁舎議会棟施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 建築面積 1,040.45 m²
- ・ 延べ面積 2,959.32 m²
- ・ 階 数 地上3階 地下1階
- ・ 最高高さ 11.80 m程度
- ・ 軒 高 11.00 m程度
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造

力)本庁舎(新館)施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 建築面積 3,652.70 m²
- ・ 延べ面積 18,154.78 m²
- ・ 階 数 地上10階 地下なし
- ・ 最高高さ 45.00 m
- ・ 軒 高 43.55 m
- ・ 構 造 鉄骨造

キ)立体駐車場棟施設概要

- ・ 用 途 駐車場
- ・ 建築面積 2,406.07 m²
- ・ 延べ面積 11,887.01 m²
- ・ 階 数 地上6階(6層7段)
- ・ 最高高さ 27.28 m
- ・ 軒 高 25.64 m
- ・ 構 造 鉄骨造

(2) 改修後建物概要

ア) 本庁舎(本館)施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 敷地面積 14,274.62 m²
- ・ 建築面積 1,224.34 m²
- ・ 延べ面積 8,525.93 m²
- ・ 階 数 地上8階 地下なし
- ・ 最高高さ 34.45 m
- ・ 軒 高 29.90 m
- ・ 構 造 鉄筋コンクリート造、一部、鉄骨造
- ・ 構造安全性の分類 類B 類乙類
- ・ 耐火性能 耐火建築物

本庁舎の内容

- 1階 待合スペース、中央管理室、控室、倉庫・書庫、電気室 等
- 2階 観光政策課、観光交流部部長室、観光施設課、スポーツ振興課、商業振興課、産業振興部部長・次長室、産業政策課、産業立地就業支援課、コミュニティラウンジ、会議室、倉庫 等
- 3階 病院事業部、まちなみ住環境整備課、公園緑地課、建築指導課、都市計画課、都市整備部部長室、都市整備部次長室、交通対策課、市街地開発課、会議室 等
- 4階 検査技術管理室、契約課、財政課、職員課、総務部部長室、行政管理課、総務課、管財課、財政部部長室、契約室室長室、会議室 等
- 5階 市長室、副市長室、秘書課、総合政策部部長室、広報広聴課、都市戦略室、地域支援課、企画課、国際課、応接室、会議室、貴賓室、待合室 等
- 6階 建設部部長室、建設部次長室、建設部河川課、建設部建築住宅課、建設部道路課、会議室 等
- 7階 農業振興課、農林整備課、農林水産振興部部長室、水産課、監査委員事務局、職員組合、職員労働組合、会議室、電話交換機室 等
- 8階 選挙管理委員会、職員健康相談室、倉庫、休憩室、機械室 等

イ) 本庁舎西側増築部施設概要

- ・ 用 途 市庁舎
- ・ 敷地面積 14,274.62 m²
- ・ 建築面積 約100 m²
- ・ 延べ面積 約400 m²
- ・ 階 数 地上4階 地下なし
- ・ 最高高さ 約16 m

- ・ 軒 高 約 1 5 m
- ・ 構 造 鉄骨造
- ・ 構造安全性の分類 類 B 類乙類
耐火性能 耐火建築物

本庁舎西側増築部の内容

- 2階 ホール、書庫・倉庫 等
- 3階 倉庫、書庫・倉庫 等
- 4階 倉庫、書庫・倉庫 等
- 5階 会議室 等

(3) 開庁日及び開庁時間

ア 市役所の開庁時間及び閉庁日

開庁時間	閉庁日
8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	土・日曜日、祝祭日、年末年始

6 設備、備品等

本施設の諸室等に必要とされる備品等については、本市が調達するものとする。なお、本市が調達する備品についても、現在の市役所から移転する家具類の調査を含め、必要な書類等が十分な余裕を持って収納できる家具配置計画を作成すること。

7 事業スケジュール

本事業において選定された事業者の事業予定期間は、以下のとおりである。

項目	期間
設計期間(基本設計含む)	平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月
解体・改修工事	平成 29 年 10 月～平成 32 年 5 月
屋外整備工事	平成 32 年 6 月～平成 32 年 9 月

第3 設計業務に関する要求水準

1 基本事項

(1) 業務範囲、成果品等

業務の対象	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計の要求水準を本要求水準書及び資料 - 2「下関市役所本庁舎屋外整備等設計業務 基本設計書」、資料 - 3「下関市役所本庁舎耐震改修等設計業務 基本設計書」及び資料 - 4「本庁舎西側増築部解体・新設整備計画及び渡り廊下整備計画に関する要求水準」に示す。事業者は、基本設計説明書に規定した仕様又はそれを上回る水準の仕様を提案して実施設計を行い、設計図書を作成するものとする。 なお、上記基本設計書内において、内容の齟齬がある場合は、本市の監督職員と協議を行った上で、業務を遂行すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計は工事の実施に向けて工事費内訳書を作成するために十分な内容とする。 また、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計も同様の内容とする。 事業者は、設計業務の遂行に当たり、本市と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認する。 設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施するものとする。 事業者は、本市に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。 本市は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。 事業者は、計画通知ほか各種申請業務を行ない、申請手続きに関する関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを本市に提出するものとする。 注-1)計画通知提出先は、本市とすること。(指定確認審査機関への提出は不可) 本市が議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、本市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。 事業者は設計業務及びその関連業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めその氏名その他必要な事項を本市に通知すること。管理技術者及び照査技術者を変更した場合も同様とする。 事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本市監督職員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市監督職員の指示を受けなければならない。また、図面は、各工事ごとに順序良く整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。 各申請関係にかかる諸費用は事業者負担とする。 設計業務のスケジュールについては、本市との協議・調整期間を考慮したものとする。 設計、解体・建設工事の対象範囲内の既設埋設物等は、十分に調査を行い、供用中の庁舎の運営に支障をきたさない計画とすること。 本庁舎西側増築部解体・新設整備計画及び渡り廊下整備計画に関しては基本設計及び実施設計を行うものとする。 契約約款に基づき、本市が検査を行うものとする。
適用基準	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を行うに当たっては、以下の基準類を標準仕様として適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

- ・ 以下の標準仕様書は、建設工事についても適用するものとする。
- 【建築】
 - 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - 建築工事標準詳細図
 - 建築設計基準
 - 建築構造設計基準
 - 構内舗装・排水設計基準
 - 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
 - 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針
 - 日本建築学会諸基準
 - 建築物解体工事共通仕様書
 - 建築工事監理指針
 - 建築改修工事監理指針
- 【建築積算】
 - 公共建築工事積算基準
 - 公共建築数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
 - 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
 - 営繕工事積算チェックリスト(建築工事編)
- 【設備】
 - 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
 - 電気設備工事監理指針
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - 機械設備工事監理指針
 - 建築設備耐震設計・施工指針
 - 建築設備設計計算書作成の手引き
 - 空気調和・衛生工学便覧
 - 電気設備特記仕様書(資料 - 11)
 - 機械設備特記仕様書(資料 - 12)
- 【設備積算】
 - 公共建築工事積算基準
 - 公共建築設備数量積算基準

	<p>公共建築工事内訳書標準書式(設備設計編) 公共建築工事見積標準書式(設備設計編)</p>																																						
<p>手続書類の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を本市に提出し、承諾を得るものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 【業務着手前】 <ul style="list-style-type: none"> 設計業務計画書(組織体制を含むもの) 工程表(実施設計、計画通知申請等各種申請手続及び本市との調整の工程) 管理技術者及び照査技術者選任通知書 重要事項説明 業務計画書 <ul style="list-style-type: none"> a.管理技術者の経歴等 b.各主任技術者の経歴等 c.担当技術者の経歴等 d.業務実施体制 e.協力者の名称、協力を受ける理由、分担業務分野等(協力者がある場合) f.分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由、主任担当技術者の経歴等 【業務期間中】 <ul style="list-style-type: none"> 再委託承諾申請書 【業務完了時】 <ul style="list-style-type: none"> 設計業務等委託完了届 																																						
<p>設計変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、必要と認められた場合、設計の変更を要求することができるものとする。 この場合の手続き及び費用負担等については請負契約書で定めるものとする。 																																						
<p>設計図書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、以下の設計図書を本市に提出するものとする。 様式・書式については、事前に本市の承諾を得るものとする。 電子納品については、手続書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」に準拠したものとする。なお、当該建物の取得する完成原図のCADデータの著作権に係わる当該建物に限る使用权は、本市に移譲するものとする。 変更があった場合は、図面の再提出及び各種資料の修正を行うこと。 																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>製本</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">基本設計</td> <td>基本設計図書 (解体、新設設計)</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td>意匠・構造・電気設備・ 機械設備</td> </tr> <tr> <td>工事費概算書</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設計概要書</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>透視図</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リサイクル計画書</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計説明書</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種技術資料</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各記録書</td> <td>左折(A4)</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	製本	部数	備考	基本設計	基本設計図書 (解体、新設設計)	左折(A4)	1	意匠・構造・電気設備・ 機械設備	工事費概算書	左折(A4)	1		仮設計概要書	左折(A4)	1		透視図	左折(A4)	1		リサイクル計画書	左折(A4)	1		設計説明書	左折(A4)	1		各種技術資料	左折(A4)	1		各記録書	左折(A4)	1	
	種別	製本	部数	備考																																			
基本設計	基本設計図書 (解体、新設設計)	左折(A4)	1	意匠・構造・電気設備・ 機械設備																																			
	工事費概算書	左折(A4)	1																																				
	仮設計概要書	左折(A4)	1																																				
	透視図	左折(A4)	1																																				
	リサイクル計画書	左折(A4)	1																																				
	設計説明書	左折(A4)	1																																				
	各種技術資料	左折(A4)	1																																				
	各記録書	左折(A4)	1																																				

	種別	製本	部数	備考
実施設計	設計図面 (解体、撤去、改修、新設及び外構設計)	製本(A2)	1	
		申請折(A2)	1	陽画複写紙(白写真) 意匠・構造・電気設備・機械設備・屋外整備を分冊とする。
		製本(A3)	3	陽画複写紙(白写真) 上記の縮小版 意匠・構造・電気設備・機械設備を分冊とする。
	設計説明書	左折(A4)	1	
	工事費内訳書	左折(A4)	1	
	構造計算書	左折(A4)	1	
	性能検証計画書	左折(A4)	1	必要に応じて作成
	保全に関する説明書	左折(A4)	1	
	エネルギー管理計画書	左折(A4)	1	
	ランニングコスト計算書 (電気設備)	左折(A4)	1	
	電気設備設計計算書	左折(A4)	1	
	ランニングコスト計算書 (機械設備)	左折(A4)	1	
	給排水衛生設備設計計算書	左折(A4)	1	
	空調換気設備設計計算書	左折(A4)	1	
	昇降機設備設計計算書	左折(A4)	1	
	建築積算			
	建築工事積算数量算出書	左折(A4)	1	
	建築工事積算数量調書	左折(A4)	1	
	見積書等関係資料	左折(A4)	1	
	営繕工事積算チェックリスト	左折(A4)	1	
	電気設備積算			
	電気設備工事積算数量算出書	左折(A4)	1	
	電気設備工事積算数量調書	左折(A4)	1	
	見積書等関係資料	左折(A4)	1	
	数量積算根拠図	左折(A4)	1	
	営繕工事積算チェックリスト	左折(A4)	1	
	機械設備積算			
機械設備工事積算数量算出書	左折(A4)	1		
機械設備工事積算数量調書	左折(A4)	1		
見積書等関係資料	左折(A4)	1		
数量積算根拠図	左折(A4)	1		
営繕工事積算チェックリスト	左折(A4)	1		
打合せ議事録	左折(A4)	2		

	官公庁協議録	左折(A4)	2	
	電子媒体(CD-R)	-	2	pdf、word、exel等。 cadの形式に関しては 本市の監督職員と協議 の上決定するものとす る。
	完成予想図	カラーA3・額入	各1	外観2面、内観3面以上
	完成模型	縮尺1/300	1	適宜、既存模型を修正

2 実施設計に伴う留意事項

(1) 各部の納まり調整

- ・ 実施設計に伴う納まり調整は、本要求水準書に基づき事業者において行うこと。

(2) 許認可申請への対応

- ・ 計画通知等の許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は事業者において行うこと。
- ・ 各種許認可申請に適合させるための基本設計図書からの調整は事業者の業務範囲内とする。ただし、許認可申請に必要な仕様等と本要求水準書（基本説明書を含む。）の内容に著しい食い違いが発生する場合は本市と協議すること。

(3) 改修設計への対応

- ・ 改修対象箇所は、入念な現地確認を行い、工事可能かを判断した上で、設計を行うこと。なお、仕上材がある等、現地確認が出来ない場合は、原則仕上材の撤去等を行い、工事可能かを判断した上で、設計を行うものとする。

(4) テクリスの登録

- ・ 業務委託の受注者は、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に基づき、「通知書」を作成し、技術監督員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。なお、提出の期限は、以下のとおりとする。
 - ア 受注時登録データの登録期限は、契約締結後10日以内とする。
 - イ 完了時登録データの登録期限は、業務完了後10日以内とする。
 - ウ 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを登録すること。

第4 建設に関する要求水準

1 基本事項

<p>ア 工事の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、自ら設計した内容に基づき、下関市役所本庁舎改修、下関市役所本庁舎増築部及び議会棟解体、下関市役所本庁舎屋外整備、本庁舎西側増築部解体・新設整備及び渡り廊下整備に伴う建設工事を行うものとする。
<p>イ 工事の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、本施設の建設に係る整備を自己の責任において実施するものとする。 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査(周辺家屋影響調査等)などの近隣住民との対応・調整については、本市と協議のうえで行うものとする。 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとする。 工事用電力、用水等については事業者の負担とする。 事業者は、本市と協議のうえ、工事の着手前に工期を明示した施工計画書(工事全体工程表を含む。)を作成し、本市に提出するものとする。 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。 事業者は、工事期間中、工事現場に工事記録を常備するものとする。 事業者は、本市の監督職員に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。 本市は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認ができるものとする。 建設業法及び本市の施策等を十分に理解の上、必要な関連法令を遵守すること。 「本庁舎北側増築解体及び北側車路整備工事」に関しては解体・撤去工事は完了しているが、舗装は全て仮舗装として整備しており、また外壁は仮設整備としているため、資料 - 5「本庁舎北側増築部解体及び北側車路整備工事 設計図書」に基づき、本工事にて再整備すること。 資料 2「下関市役所本庁舎屋外整備等設計業務」における植栽に関わる工事は今回工事対象外とする。
<p>ウ 現場代理人等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、現場代理人を設置するものとする。 事業者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任させるものとする。
<p>エ 工事関係書類の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、以下の書類を本市に提出し、承諾を得るものとする。様式に関しては、本市の監督職員の指示によるものとする。 <p>〔着工時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳 現場代理人及び主任技術者等選任通知書

	<p> 施工計画書(全体及び詳細工程を含む) 主要資機材一覧表 実施工程表 【施工中】 工事監理報告書(本市に毎月提出すること) 生コン配合計画書 六価クロム溶出試験報告書 VOC室内濃度測定計画書 各種出荷証明 建設退職金共済掛金収納書又は、未購入等理由届出書 各種保険の写し 産業廃棄物処理に関する届 下請人通知書 施工計画書、要領書 機器納入仕様書(納入仕様書目録含む) 施工図 冷媒ガス(特定、指定フロン)に関する届 【完成時】 工事完成通知書 工事記録写真(「工事写真の撮り方(建築編)」(社)公共建築協会編改定第3版)により作成し、1部提出すること。) 工事完成写真(専門家の撮影によるものとし、アルバム3部及びネガ1部提出すること。完成写真の一切の著作権は本市に帰属する。) 各種保証書(防水保証10年、植栽枯れ保証1年) 試験成績表 各種保守点検指導書 保全に関する説明書 完成図書(A4版、黒表紙、金文字、2部) ・完成図 ・施工図 ・機器完成図 ・試験成績書 ・取扱説明書 ・官公庁届出書類写し ・工事写真データ ・CADデータ 出来形数量対比表 納品伝票 建設業退職共済証紙添付状況 フロン回収行程管理表 マニフェストE票の写し 安全・品質関連書類 PCB使用機器据付調査書 工事監理報告書 </p>
--	--

	<p>完成検査報告書(事業者によるもの) VOC室内濃度測定報告書 法令等に基づく検査済証、届出書等 その他、本市が必要とする書類の提出を求めることがある。</p>
<p>オ 検査等</p>	<p>下関市工事検査規則(平成17年2月13日制定)に基づき、以下のとおり完成検査、中間検査及び出来形検査を行うものとする。</p> <p>本工事の技術検査については、検査監が行い、その合否を判定する。 その他の検査については、本市が別に定めた検査職員が検査を行い、合否を判定する。</p> <p>検査は現地において、契約書、設計図書、仕様書及びその他関係書類を照合しながら実施する。</p> <p>検査の際には、本市の監督職員又は工事担当課の職員の立会いのもと実施する。</p> <p>完成検査は工事が完了した際に行うものとする。</p> <p>中間検査の検査項目及び検査実施時期等については別途指示する。</p> <p>出来形検査は工事の既済部分に対して行うものとする。事業者から部分払いの請求があった場合、工事請負契約の解除があった場合、災害時の発生等により工事が中止される場合又は工事の既済部分の使用等をする場合に行うものとする。</p>

2 工事に伴う留意事項

(1) 工事現場の管理等

- ・ 事業者は、工事を行うに当たって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に本市に届け出て、本市から使用についての承諾を得るものとする。
- ・ 事業者は、本市が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うものとする。

(2) 施工時間

- ・ 夜間、休日（日曜日、祝祭日）及び年末年始（12/29～1/3）に工事を行おうとする場合は、本市と協議するものとする。
- ・ 作業は原則として休日は行わないこととし、平日に行うように努めなければならない。作業時間は、原則として8：00～17：00とする。

(3) 施工中の安全確保及び環境の保全

- ・ 関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めるものとする。
- ・ 工事用車両の出入口には警備員を配置すること。また、主要資材等の搬出入時については適宜警備員を増員し、工事の安全を図ること。
- ・ 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。
- ・ 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めるものとする。
- ・ 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障をきたさない施工方法を定めるものとする。
- ・ 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の手扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。
- ・ 敷地周辺に対する施工中の騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について十分留意し、周辺の環境保全に努めるものとする。
- ・ 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めるものとする。
- ・ 資材・工法等の選定に当たっては、できる限りグリーン調達を推進を図るものとする。
- ・ 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めるものとする。
- ・ 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行う。

- ・ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を本市に報告する。

(4) 近隣対策

- ・ 事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事により近隣住民が受ける生活環境への影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとする。
- ・ 施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知するものとする。
- ・ 事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告するものとする。

(5) セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良を行う場合又は使用した改良土を再利用する場合の措置

- ・ セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良等を行う場合又は使用した改良土を再利用する場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づき六価クロム溶出試験を行い、土壤環境基準を超えないことを確認したうえで、その結果を本市に報告すること。

(6) VOC対策

- ・ 施設の引渡しに当たっては、VOCの室内濃度について、工事終了後に十分に養生期間を確保したうえで専門機関により測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認すること。
- ・ 事前に測定に関する計画書(測定対象室、測定専門機関の資料等)を本市に提出するとともに、測定結果を本市に報告すること。

(7) 公共事業労務費調査について

- ・ 事業者は本工事が、公共労務費調査対象工事となった時には、建設工事期間中又は工事完了後においても、調査書類を作成、又は作成に協力すること。

(8) コリンズの登録について

- ・ 事業者は、コリンズ(工事实績情報システム)((財)日本建設情報総合センター(以下、「JACIC」という。))に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

ア 受注時登録データの提出期限は、契約締結後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。

- イ 完了事登録データの提出期限は、工事完成後土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。
- ウ 変更時登録データの提出期限は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内とする。
- エ 訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
変更登録時は、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

(9) 施工体制台帳に係る書類について

- ・ 事業者は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを本市に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(10) 労働福祉の改善等について

- ・ 建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(11) 建設業退職金共済制度について

- ・ 事業者は、建設に当たる者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- ・ 建設に当たる者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付するか、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進させること。
- ・ 本市は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- ・ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、事業者が建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、事業者はできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(12) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ・ 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ・ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ・ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- ・ さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ・ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ・ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ・ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ・ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(13) 解体工事について

- ・ 解体工事対象施設は本庁舎（本館）に付随する北側増築部、西側増築部、南側増築部(2階のみ)、本庁舎（議会棟）及びその他市の指定する建築物とする。
- ・ 解体工事にあたっては、周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うこと。また、着手の前に解体工事計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- ・ 解体材の有害物質について、作業の安全性を確保の上、適切な処置を行うこと。
- ・ 建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。
- ・ 廃棄物等の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理すること。
- ・ 解体にあたっては、粉塵等を周辺に飛散させないように対策を行うこと。
- ・ 騒音、振動、排気ガス等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。
- ・ 解体工事に伴う有害物質に関しては、関連法令を遵守すると共に、作業の安全性を確保の上、適切な処置を行うこと。

(14) 庁舎運営の配慮について

- ・ 本工事は市庁舎機能を継続して使用しながら行う工事であるため、資料 - 2「下関市役所本庁舎耐震改修等設計業務 基本設計書」及び資料 - 4「本庁舎西側増築部解体・新設整備計画及び渡り廊下整備計画に関する要求水準」にある改修計画に基づいた工事を行い、各課が継続して業務を行うことができるようにすること。
- ・ 工事期間中も、階段、廊下、エレベーター2基(1号機及び2号機。「資料 - 10_工事期間中に確保すべきEV」を参照)及びトイレを継続して使用できることとする。
- ・ 本工事は、市庁舎機能を継続して使用しながら行う工事であるために、庁舎の執務者、来庁者に対して騒音、振動による影響ができる限り少ない工事とし、低騒音・低振動の

工法の採用や防音壁による区画等の措置を講じて、継続した執務の支障にならないようにする。

- ・ 資料 - 7「建設時に配慮すべき年間行事」の開催日には、振動、騒音が発生する工事は行わないものとする。
- ・ 工事による粉塵、臭気が執務者や来庁者に対して影響を及ぼさないよう、工法の選定、区画、換気等の対策を行うこととする。
- ・ 施設利用者の利便性に配慮し、各工事段階で案内看板を設置すること。

(15) 市庁舎外部の使用制限について

- ・ 来庁者の駐車場は継続して使用できるよう配慮した工事とすること。
- ・ 立体駐車場棟は 24 時間継続して使用できるよう配慮した工事とすること。なお、平日夜間の立体駐車場利用に関しては施設管理者と協議の上、承諾するものとする。
- ・ 来庁者の歩行者動線及び一般車輛の動線及び駐車スペースに配慮した工事とすること。
- ・ 現場事務所、倉庫、作業員休憩施設は、施設管理者と調整の上、敷地内に設置してもよいものとする。

(16) 工事期間中の災害対策について

- ・ 工事期間中も適切に避難施設や消火設備が使用できるものとし、必要に応じて下関市建築指導課、消防等と協議を行い、避難安全性を確保すること。

(17) 停電、断水等の対策について

- ・ やむなく停電、断水等を生じる場合は、事前に本市の監督職員と日程、時間等について調整を行い、原則夜間、休日工事とすること。

(18) 各種調査への協力について

ア 公共事業労務費調査

- ・ 本工事が本市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、事業者は、調査表等に必要事項を正確に記入し本市に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ・ 調査表等を提出した事業所を本市が事後に訪問して行う調査指導の対象に事業者がなった場合、事業者は、その実施に協力すること。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ・ 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なうこと。
- ・ 事業者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、事業者は当該下請け工事の事業者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前項と同様の義務を負う旨を定めること。

イ 施工形態動向調査及び施工情報調査

事業者は、国土交通省が実施する施工形態動向調査及び施工情報調査の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

ウ 建設副産物実態調査

事業者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

エ 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

事業者は、本市が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

オ 施工合理化調査

事業者は、本市が実施する合理化調査対象工事となった場合は、別に定める「施工合理化調査実施要領」により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

カ その他調査

事業者は、本市の実施する、その他調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

(19) 火災保険等について

- ・ 事業者は、工事請負契約書に基づき、火災保険等に付すること。
- ・ 事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証紙又はそれに代わるものを直ちに監督職員に提出すること。

(20) 下関市環境方針について

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには事業者の協力が不可欠であり、当該請負業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、事業者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

ア 環境法令について

事業者は、工事の施工に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

イ 事故発生時の対応

事業者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に担当課課長へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

ウ 苦情発生時の対応

事業者は、工事に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。

エ 工事に関する配慮事項

生活環境対策

- ・ 低騒音・振動型の建設機械の利用や工事時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。
- ・ 排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。
- ・ 濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

自然環境対策

- ・ 土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。
- ・ 土砂の崩壊、流出防備に努めること。
- ・ 周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ・ 周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

都市・歴史環境対策

- ・ 美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地における工事に当たっては事前に発掘調査による記録保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。
- ・ 周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

その他

(21) その他

- ・ 特定建設資材の分別解体等及び再資源化の実施に当たっては、「建設リサイクル法」に
順じ適正な措置を講じること。
- ・ 建設工事に使用する建設機械は低騒音・低振動型のものとする。
- ・ 建設工事に使用するディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)
を搭載したバックホウ、トラクタショベル(車輪式)、ブルドーザについては、排出ガ
ス対策型建設機械を使用すること。
- ・ 「建設業法」第26条の規定により、事業者が事業現場ごとに設置しなければならない
専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者
(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇
用関係にあるものに限る。)を配置すること。

第5 その他

1 用語の定義

(1) 解体

建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事を意味する。

(2) 補修

建築物等の劣化した部位又は部材もしくは低下した性能又は機能を、実用上支障のない状態まで回復させることを意味し、保守管理業務として形状的に行う軽微な修繕を意味する。

(3) 改修

建築物等の劣化した部位又は部材もしくは低下した性能又は機能を、現状（初期の水準）を超えて改善することを意味する。

2 資料

(1) 添付資料

- ・ 資料 - 1 下関市庁舎等整備基本計画策定に伴う地質調査業務 地質調査報告書
- ・ 資料 - 2 下関市役所本庁舎屋外整備等設計業務 基本設計書
- ・ 資料 - 3 下関市役所本庁舎耐震改修等設計業務 基本設計書
- ・ 資料 - 4 本庁舎西側増築部解体・新設整備計画及び渡り廊下整備計画に関する要求水準
- ・ 資料 - 5 敷地現況平面図
- ・ 資料 - 6 本庁舎北側増築部解体及び北側車路整備工事 設計図書
- ・ 資料 - 7 建設時に配慮すべき年間行事
- ・ 資料 - 8 既存模型写真
- ・ 資料 - 9 工事期間中に確保すべき駐車台数
- ・ 資料 - 10 工事期間中に確保すべき EV
- ・ 資料 - 11 電気設備特記仕様書
- ・ 資料 - 12 機械設備特記仕様書
- ・ 資料 - 13 下関市役所本庁舎耐震補強構造図一式
- ・ 資料 - 14 下関市役所本庁舎耐震補強に係る評価書・報告書・別表